

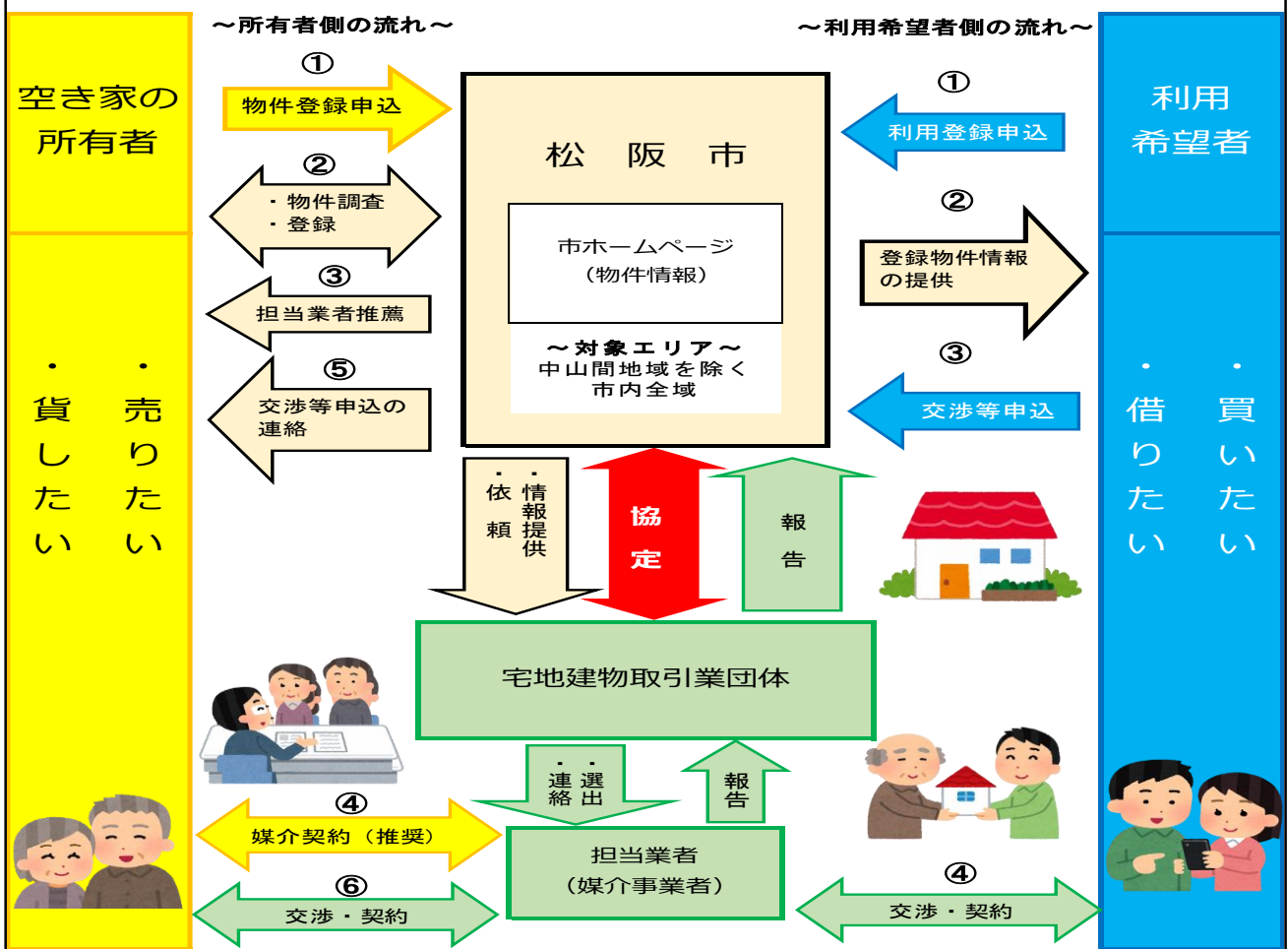
# まちなか空家利活用促進制度

空き家を売りたい・貸したい方、空き家を利用したい方へのご案内

まちなか空家利活用促進制度は、**市内全域（中山間地域を除く）**を対象に、空き家を「売りたい・貸したい」所有者からの申し込みにより、市が空き家に関する情報をホームページ等に登録して公開することで、空き家を利用したい方へ情報を提供し、取引につなげる制度です。

市と**協定**を締結した**宅地建物取引業団体**の事業者が**仲介支援**を行いますので、不動産の交渉や契約も**安心**です。空き家の処分・利活用にお困りの所有者の方はまずは**ご登録**ください。

## 松阪市まちなか空家利活用促進制度のイメージ



**ご注意ください**

- ・登録は無料ですが、所有者と利用希望者の間で契約成立時には、宅地建物取引業者である担当業者（媒介事業者）への仲介手数料が発生します。
- ・松阪市は情報の登録・提供を行い、交渉・契約等の仲介行為は行いません。交渉・契約に関する紛争等についても関与しません。

### 【お問い合わせ先】

松阪市 建設部 建築開発課 空家対策係 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1  
電話 0598-53-4174 (直通) FAX 0598-26-9118 Eメール kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

## ■松阪市まちなか空き家利活用促進制度 Q&A



制度の利用を検討にあたっての主な心配点や疑問点に対する回答をご紹介します。

### Q. どのような空き家が登録できますか？

A. 賃貸又は分譲等を目的とした建築物や「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する特定空家等以外の空き家を対象とします。（損傷が著しい場合は要相談）

### Q. 親が所有している空き家でも登録できますか？

A. 原則は所有者申請です。ただし、所有者の承諾があり、委任状の添付がある場合は、親族でも登録することは可能です。

### Q. 空き家の情報は、どの程度公開されますか？

A. 写真（外観・内部）、間取り、契約形態（売買・賃貸）、物件概要、設備状況、主要施設までの距離、所在地（地番を除く）、希望価格等をHPなどで公開します。

### Q. 物件を登録してから、どのくらいで利用者は見つかりますか？

A. 本制度に登録していただくことは、市のホームページ等に掲載することで情報発信をするためのものです。売却や賃貸借に繋がることを約束するものではありません。（登録期間は2年間。更新も可。）

### Q. 空き家の中に仏壇や家財道具が残っていますが、登録できますか？

A. 登録は可能ですが、原則として仏壇や家財道具などは残さないようにお願いします。ただし、所有者と利用希望者との協議によってはそのまま貸し出すことも可能です。

### Q. 登録したら不動産業者と仲介の契約（媒介契約）が必要ですか？

A. 円滑で安心な取引を行うため、市と協定を締結した宅地建物取引業団体から担当業者を推薦します。媒介契約を締結していただくと、業者による情報発信も可能になりますので、契約締結を推奨します。

### Q. HPを見て興味ある物件があった場合、どうしたらいいですか？

A. まずは利用者登録をお願いします。登録後、当該物件の住所等の詳細な情報を提供します。

### Q. 希望物件の見学・内覧は可能ですか？

A. 利用登録後、利用申込申請をご提出ください。市から所有者（及び担当業者）へ連絡しますので、双方で日程調整の上、行っていただきます。  
※市による案内は行いません。

## ■中山間地域【飯南、飯高、嬉野の一部（宇気郷及び中郷地区）】の空き家の場合

田舎暮らしのための移住・定住を支援する「松阪市空家バンク制度」にて、空き家所有者及び利用希望者のマッチングを行っています。対象地域に空き家をお持ちの方、利用希望の方は下記の担当までご連絡ください。

担当 まつさか移住交流センター 電話 0598-32-2515



（注意）「空き家」の表記について、法律や制度に関しては「空家」で表記しています。